

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)

厚岸町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

[2017(平成29)年度～2030年度]



平成30年3月策定

厚岸町

〈目 次〉

第1章 計画策定の背景

- 1 地球温暖化問題に関する国内外の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 基本的事項

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画の対象となる温室効果ガスの種類・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 基準年度・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の目標

- 1 温室効果ガスの算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 温室効果ガスの排出の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 取組の具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

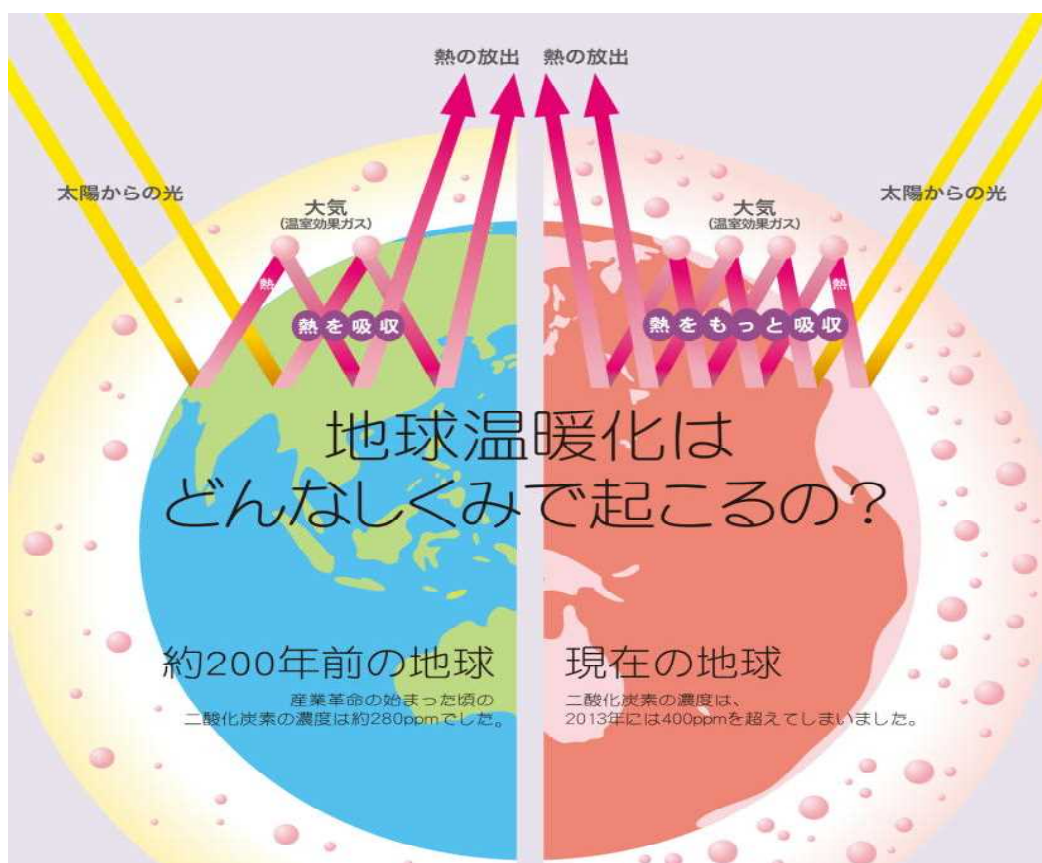
第5章 進行管理の仕組み

- 1 点検・評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 点検・評価の結果公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化防止に関する対策としては、1997（平成9）年に開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）において温室効果ガス削減義務を具体的に定めた「京都議定書」が採択され、2005（平成17）年2月に発効されました。日本は、2008（平成20）年から2012（平成24）年の第一約束期間に1990（平成2）年度比6.0%減の温室効果ガス削減目標を義務づけられましたが、第二約束期間には参加せず「京都議定書目標達成計画」は2012（平成24）年度末を以て終了しました。2013（平成25）年以降は、COP16のカンクン合意に基づき、2020年までの削減目標として、2005（平成17）年度比3.8%減を気候変動枠組条約事務局に提供し、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

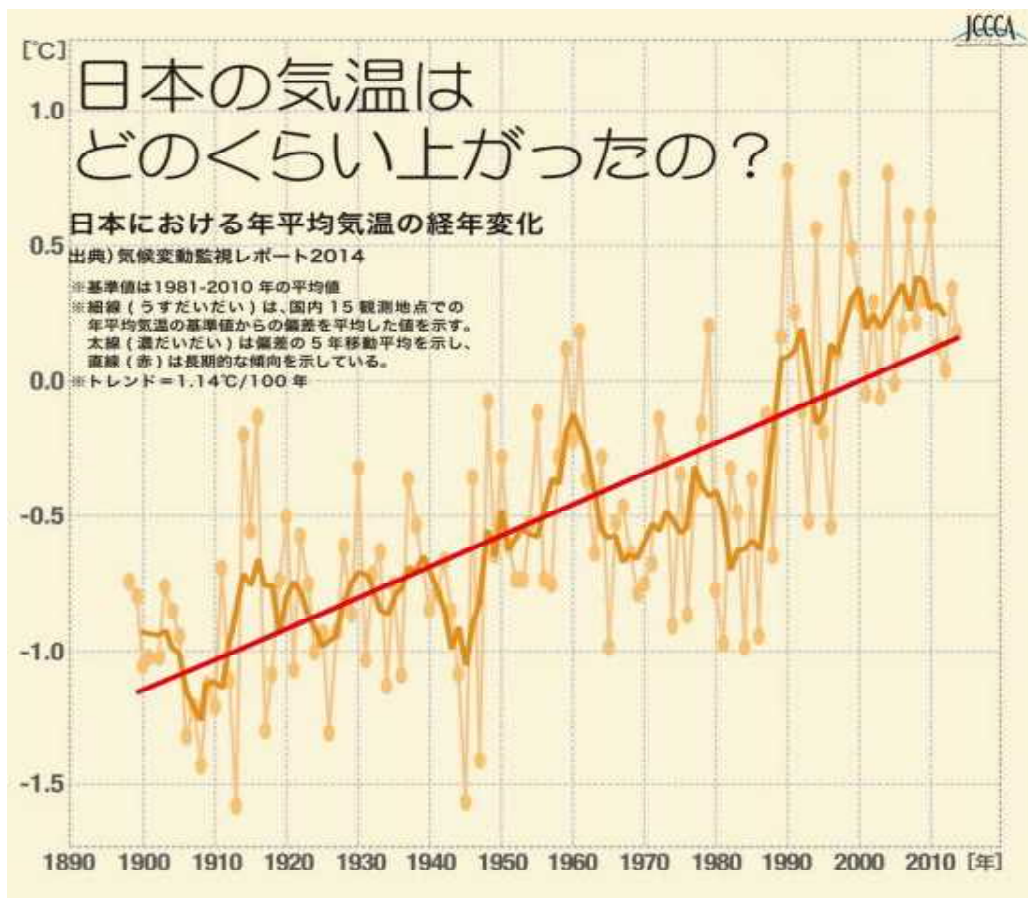


出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

国内では、2015（平成27）年7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%減（2005（平成17）年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定しました。

また、同年12月には、フランス・パリで開催されたCOP21において地球温暖化防止について196の国と地域が参加した世界的な協定である「パリ協定」が締結されました。京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等を掲げたほか、更新の仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

日本政府は、このパリ協定の採択を受け、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、2016（平成28）年5月に我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」が策定されました。この計画では、「日本の約束草案」の削減目標のほか、長期的目標として「2050年までに80%の温室効果ガス削減を目指す」とも示されています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

2 基本方針

我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」の下に地球温暖化への対策が進められており、温対法には、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれに、温室効果ガスの排出の抑制等に対する責務が定められています。

地方公共団体については、温対法第21条において、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずることが義務付けられており、都道府県及び市町村は、その措置に関する計画を国の地球温暖化対策計画に即して策定することとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 [略]

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 [略]

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2章 基本的事項

1 目的

厚岸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、厚岸町の実施する事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出削減に向けて実施する取組を定め、地球温暖化対策を推進するとともに、職員の環境意識向上を図ることを目的とします。

2 計画の対象範囲（全41部門）

庁舎内組織	庁舎外組織
総務課	保健福祉総合センター（保健福祉課）
税財政課	真竜保育所
まちづくり推進課	宮園保育所
町民課	厚岸保育所
環境政策課	友遊児童館
産業振興課/農業委員会事務局	子夢希児童館
建設課	ごみ処理場
水道課	水鳥観察館
出納室	きのこ菌床センター
教育委員会管理課/教育委員会指導室	町営牧場
議会事務局	カキ種苗センター
監査委員事務局	浄水場
	終末処理場
	教育委員会生涯学習課
	給食センター
	真龍小学校
	厚岸小学校
	太田小学校
	高知小中学校
	真龍中学校
	厚岸中学校
	太田中学校
	情報館
	海事記念館
	海洋センター（教育委員会体育振興課）
	温水プール
	町立厚岸病院
	特別養護老人ホーム心和園
	在宅老人デイサービスセンター
12部門	29部門

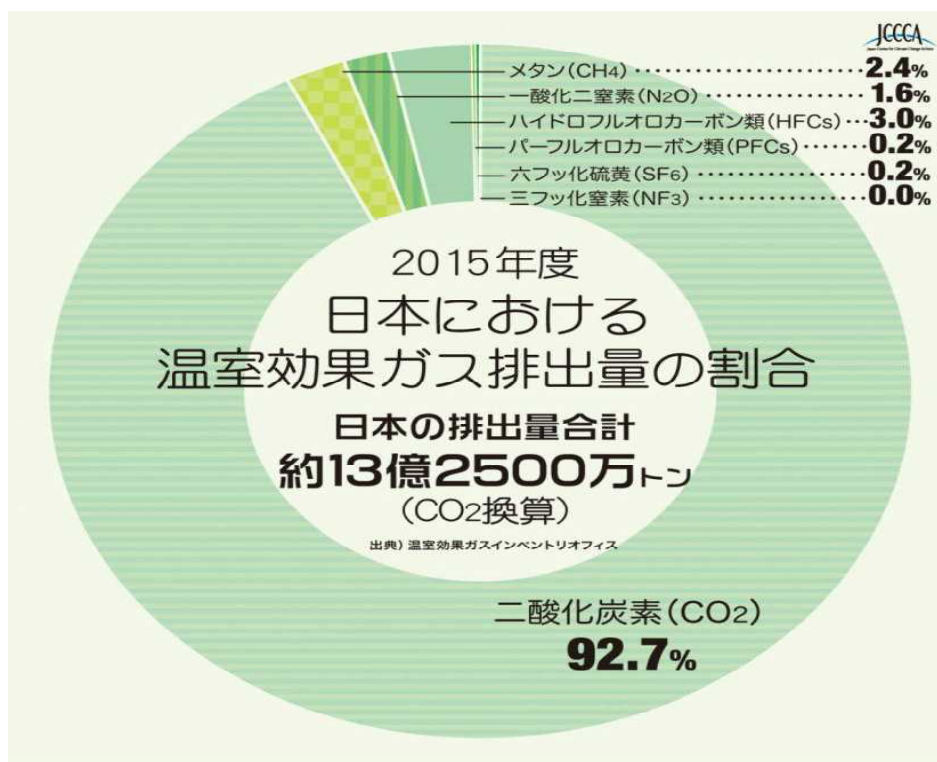
3 計画の対象となる温室効果ガスの種類

温対法で対象とする温室効果ガスは、第2条第3項に掲載されている以下の7種類のガスです。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、施行令第3条第1項に基づき、三フッ化窒素を除く6種類となります。

そのうち、本計画では、厚岸町の実施する事務及び事業に関わる排出量の把握が可能であり、温暖化への寄与割合が最も大きい『二酸化炭素』とします。

【温室効果ガス種類一覧】 ※排出量の比率は日本における温室効果ガス排出量（2015年度数値）

ガス種類	排出量	発 生 源
二酸化炭素	92.7%	電気の使用や暖房用灯油・自動車用ガソリン等の使用、廃プラスチック類の焼却等により排出される。排出量が多いため、温室効果への寄与が最も大きい。
メタン	2.4%	家畜の腸内発酵、自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素	1.6%	自動車の走行や燃料の燃焼により排出される。
ハイドロフルオロカーボン	3.0%	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン	0.2%	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 (地方公共団体ではほとんど該当しない)
六フッ化硫黄	0.2%	電気設備の電気絶縁ガス・半導体の製造等に使用され、点検時や容器の排気時等に排出される。 (地方公共団体ではほとんど該当しない)
三フッ化窒素	0.0%	半導体の製造において用いられる。 (地方公共団体ではほとんど該当しない)



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

4 基準年度・目標年度

本計画では、国の基準に合わせ2013（平成25）年度を基準年度とし、目標年度は2030年度とします。

5 計画期間

本計画の期間は、国の達成計画に合わせて、2017（平成29）年度から2030年度までの14年間とします。

計画内容は、5年ごとに見直すことを基本としますが、次期見直しについては、「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画（以下、「厚岸町環境基本計画」という。）」における二酸化炭素排出量の削減目標年度である2020年度に合わせて、2020年度末とします。

ただし、計画を取り巻く情勢が大きく変化した場合については、検討し必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

年度	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 平成 31	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
計画期間														
				★					★					★

★計画内容見直し

6 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」であり、「第5期厚岸町総合計画」の環境分野における個別計画の「厚岸町環境基本計画」を推進するための計画として策定するものです。

第3章 計画の目標

1 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス総排出量の算定にあたっては、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（2017（平成29）年3月）」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（2017（平成29）年3月）」に従って算定しています。

また、本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、温対法施行令に基づく排出係数を活用し、電気の使用に伴う排出については、環境省にて公表されている電気事業者別排出係数を使用しています。

●二酸化炭素排出量（算定式）

燃料使用に伴う排出量＝活動量×排出係数×地球温暖化係数

※1) ※2) ※3)

電気使用に伴う排出量＝活動量×排出係数×地球温暖化係数

※1) 活動量～各燃料または電気の使用量のこと。

※2) 排出係数～活動量1単位あたりの温室効果ガスを算定するために使用する係数のこと。

※3) 地球温暖化係数～温室効果ガスの物質ごとに、二酸化炭素と比較した地球温暖化をもたらす程度を示す数値のこと。

【温室効果ガス排出係数】

項目		単位	排出係数
			kg-CO ₂ /単位
燃料の使用	ガソリン	L	2.32
	軽油	L	2.58
	灯油	L	2.49
	A重油	L	2.71
※電気の使用		kWh	0.688

※電気排出係数は本計画の基準年度である2013（平成25）年度の北海道電力（株）係数を使用しています。

【地球温暖化係数】 ※本計画の削減対象としている二酸化炭素のみ掲載。

温室効果ガス（二酸化炭素）	CO ₂
地球温暖化係数	1

2 温室効果ガスの排出の現状

厚岸町の実施する事務及び事業に伴う二酸化炭素排出状況を項目別に示します。

表1 二酸化炭素の排出状況・構成割合（2013（平成25）年度）

項目	使用量		二酸化炭素排出量		割合
ガソリン	20,790	L	48,232	kg-CO ₂	0.77%
軽油	88,249	L	227,682	kg-CO ₂	3.61%
灯油	183,990	L	458,135	kg-CO ₂	7.26%
A重油	506,396	L	1,372,333	kg-CO ₂	21.76%
電気	6,105,153	kWh	4,200,345	kg-CO ₂	66.60%
合計			6,306,727	kg-CO ₂	100.00%

【二酸化炭素排出構成割合】

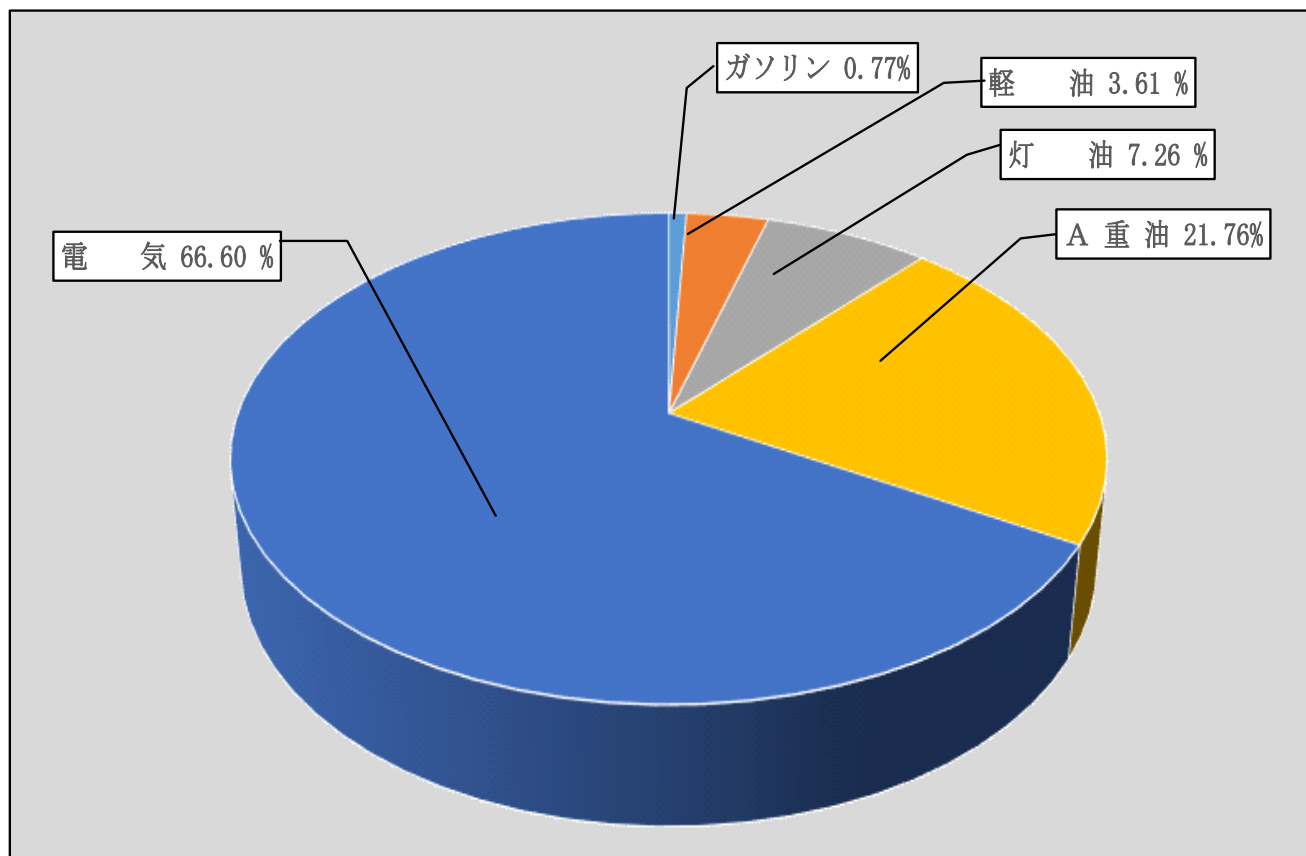


表2 【年度別】二酸化炭素排出状況（2013（平成25）年度比）

2014（平成26）年度		2015（平成27）年度		2016（平成28）年度	
総排出量 (kg-CO ₂)	削減率	総排出量 (kg-CO ₂)	削減率	総排出量 (kg-CO ₂)	削減率
6,173,965	△2.1%	5,932,000	△5.9%	6,177,496	△2.0%

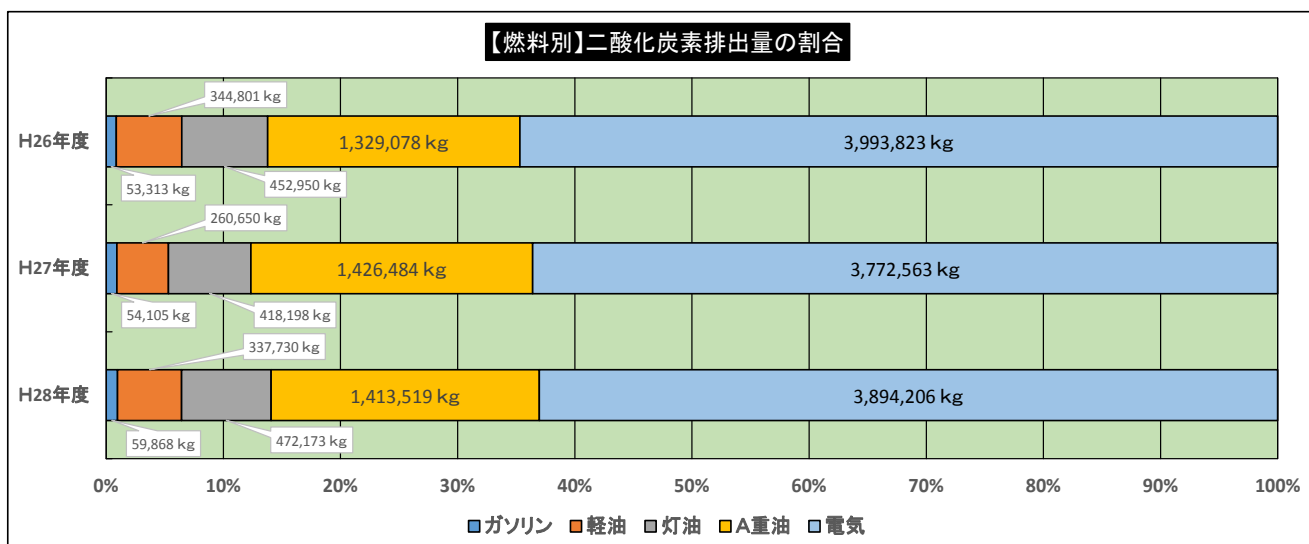
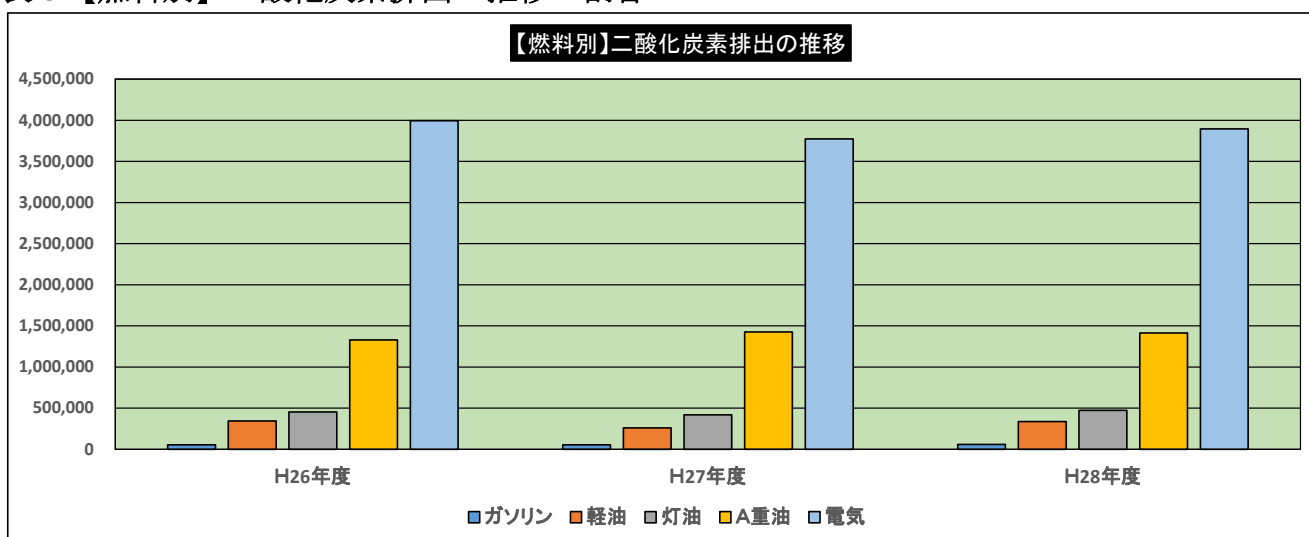
表3【燃料別】エネルギー使用量（実績）

	2014（平成26）年度	2015（平成27）年度	2016（平成28）年度
ガソリン（L）	22,980	23,322	25,806
軽油（L）	133,644	101,028	130,903
灯油（L）	181,908	167,951	189,628
A重油（L）	490,435	526,378	521,594
電気（kWh）	5,890,595	5,523,519	5,820,937

表4【燃料別】二酸化炭素排出量（実績）

	2014（平成26）年度	2015（平成27）年度	2016（平成28）年度
ガソリン（kg-CO ₂ ）	53,313	54,105	59,868
軽油（kg-CO ₂ ）	344,801	260,650	337,730
灯油（kg-CO ₂ ）	452,950	418,198	472,173
A重油（kg-CO ₂ ）	1,329,078	1,426,484	1,413,519
電気（kg-CO ₂ ）	3,993,823	3,772,563	3,894,206
合計（kg-CO ₂ ）	6,173,965	5,932,000	6,177,496

表5【燃料別】二酸化炭素排出の推移・割合



3 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標については、排出実態等を踏まえ、次のとおり設定します。

【総排出量の削減目標】

基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量は厚岸町で6,306,727（kg-CO₂）です。

2020年度までに、8.6%削減することを目標とします。

6,306,727（kg-CO₂）⇒ △8.6%⇒5,764,355（kg-CO₂）

【2020年度までの削減量】（2013（平成25）年度比）

項目	2013（平成25）年度実績使用量		実削減目標	削減量				
				実使用量		CO ₂ 排出量		
ガソリン	20,790	L	△8.6%	△1,787	L	△4,145	kg-CO ₂	
軽油	88,249	L	△8.6%	△7,589	L	△19,579	kg-CO ₂	
灯油	183,990	L	△8.6%	△15,823	L	△39,399	kg-CO ₂	
A重油	506,396	L	△8.6%	△43,550	L	△118,020	kg-CO ₂	
電気	6,105,153	kWh	△8.6%	△525,043	kWh	△361,229	kg-CO ₂	
合計	計画目標値：△8.6%					△542,372		kg-CO ₂
	温室効果ガス総排出量：5,764,355							kg-CO ₂

【削減目標値】

我が国では、2015（平成27）年12月のCOP21において、日本における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で2030年度までに26.0%削減することを表明しています。

厚岸町は、本計画策定前の2016（平成28）年度実績が2.0%削減となっております。2030年度までに26.0%削減することを目指し、本計画期間（2017（平成29）年度～2020年度）では、更に6.6%減らし、2020年度までに8.6%削減を目標とします。

（平成25年度比）

	実績値	2017年度実行計画	2021年度実行計画	2026年度実行計画	2030年度
	2016年度	2017年度～2020年度	2021年度～2025年	2026年度～2030年度	2013年度から累計
目標値 （累計）	△2.0%	△8.6%	△17.3%	△26.0%	△26.0%

【計画別】削減率

△6.6%

△8.7%

△8.7%

第4章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

本計画の目標達成に向けて、全職員が環境に配慮した行動を率先して行い、温室効果ガス排出削減及び環境への負荷の低減に積極的に努めます。

なお、町民サービスを主体としている機関については、サービスの質に影響を与えないよう取り組むこととします。

2 取組の具体的内容

【施設設備の改善等】

- 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を設備し、適正な管理に努めます。
- 省エネルギー型機器の導入や、高効率照明への買い換えに努めます。（節電、照明のLED化等）

【物品購入等】

- 電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品を購入します。特に、OA機器7品目（コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナー）は国際エネルギーマークが表示されている製品及び国の推奨リストに記載されている製品の調達に努めます。
- 公用車の更新時に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の基準を満たした低燃費車や低公害車の導入に努めます。
- 回収システムが確立している製品の購入に努めます。
- 詰め替え可能な製品の購入に努めます。
- 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。
※グリーン購入～環境にやさしい製品を優先的に購入すること。

〔環境ラベルの例〕



＜エコマーク＞

製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品につけられるマーク。

[実施主体：(財)日本環境協会]



＜グリーンマーク＞

古紙を利用した製品に表示されるもので、原則として古紙を40%以上（ただし、トイレットペーパー・ちり紙については100%、新聞・コピー用紙については50%以上）利用してつくられた商品につけられるマーク。

[実施主体：(財)古紙再生促進センター]

【電気使用量の削減】

- 業務上やむを得ない場合を除き、始業前、昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- OA機器（ディスプレイ等）の電源は、長時間席を離れる時や退庁時等はこまめに切るように努めます。
- 電気ポットやコーヒーマーカーの使用時間の軽減に努めます。
- ノー残業デーの推進に努めます。

【燃料使用量の削減】

- 公用車の急発進や急加速をしないよう心掛け、経済的な速度で運転します。
- 公用車から離れる時はエンジンを切り、不要なアイドリングは控えます。
- 公用車の相乗りによる効果的な利用をします。
- 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- 近距離の移動の際は、公用車の利用を控えます。
- 庁舎内暖房については、定期巡回により温度管理を徹底します。
- 冬期間（11月～3月）はウォームビズにより重ね着するなど、体感温度を保つ服装を心がけます。

【ゴミの減量、リサイクル】

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動の取組みを推進し、庁舎内等の発生するごみ（紙類や容器等）の分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- 使用済みの封筒、ファイル等は再利用します。
- コピー機やプリンタの使用済みトナー及びインクカートリッジの業者回収を徹底します。
- 新聞紙、段ボール、雑誌等の再資源化を図ります。
- 生ごみの堆肥化に努めます。

【用紙類】

- 両面印刷、裏紙コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- リサイクル用紙の購入に努めます。
- 庁内LANの活用により、ペーパーレス化に努めます。

【水道】

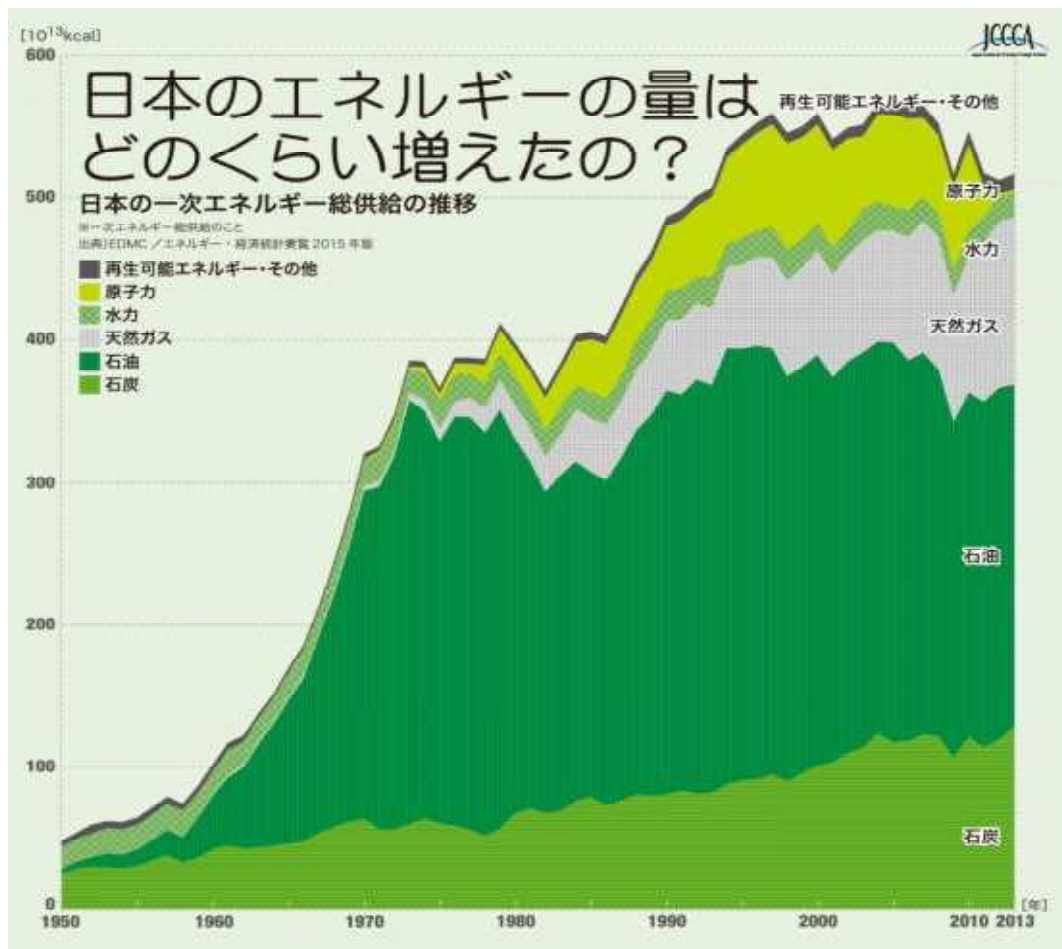
- 水道使用時には、こまめに水を止めるなど節水に努めます。
- トイレ使用等における節水を徹底します。

【環境保全に関する意識向上、率先実行の推進】

- 職員が参加出来る環境保全活動（クリーン作戦・植樹祭・環境講演会等）について、情報提供を行います。
- 地球温暖化対策「COOL CHOICE（＝賢い選択）」を推進します。
※「COOL CHOICE」は、低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしているという取り組みです。

【森林整備】

- 健全な森林整備に努めます。
- 保安林等の適正な管理・保全等の推進に努めます。
- 効率かつ安定的な林業経営の育成に努めます。
- 地域材及び木質バイオマス利用の推進に努めます。



《今後の検討課題》

本計画の目標達成（2013（平成25）年度比：26.0%削減）に向けて、次の事項について検討していきます。

- 再生可能エネルギー設備の推進
太陽熱利用システムや地中熱利用システムの導入拡大
- 公共施設における省エネルギー化の推進
デマンド監視装置の導入拡大
- 公用車における省エネルギー化の推進
電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の導入



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

第5章 進行管理の仕組み

1 点検・評価の実施

本計画の全庁的な推進と適正な進行管理を行うため、厚岸町環境マネジメントシステム（厚岸町EMS）の仕組みを運用し、毎年度の温室効果ガス排出量及び主要施策の取組内容を点検し、効果の把握に努めます。

また、「厚岸町環境政策調整会議」において、実施状況などの報告や見直しについて協議を行います。

【厚岸町環境マネジメントシステム】

厚岸町が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【PDCAサイクル】

実効性の高い計画としていくために、本計画の進行管理は、PLAN（計画）⇒DO（実施）⇒CHECK（点検・記録）⇒ACT（見直し）のPDCAサイクルに基づき、実施していきます。

2 点検・評価の結果公表

温対法第21条第10項に基づき、毎年1回、事務事業編に基づく措置の実施の状況を公表することが義務付けられています。

点検・評価結果については、広報誌の掲載及びホームページにより、計画の内容や温室効果ガスの総排出量などについて広く公表するものとします。

厚岸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成30年3月策定

発行 厚岸町

編集 環境政策課環境衛生係

〒088-1192

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL : 0153-52-3131

FAX : 0153-52-3138

e-mail : kankyou@akkeshi-town.jp